

第 6 6 回鎌ヶ谷市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分～
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、海口晴彦副会長、山中優宏委員、伊福幸一委員、矢崎悟委員、
葛山繁隆委員、勝又勝委員、坂本康政委員、時田將委員、大嶋辰夫委員、山中嘉峰委員、
菅野勝利委員
- 4 欠席委員 西山昌克委員、掛谷尚史委員
- 5 市出席者 都市建設部：葛山順一部長、崎田浩史参事、横山吉治次長、長谷川実都市計画課長
鎌ヶ谷市下水道課：浦塚良幸課長、亀山節主幹、加藤駿主任技師、齊藤裕志技師
- 6 事務局 都市計画課都市政策室：浜田一美室長、島村主任主事、鈴木孝明主任主事
- 7 議 案 第 1 号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の変更について（鎌ヶ谷市第 3 号公共下水道）」
第 2 号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の決定について（鎌ヶ谷市第 4 号公共下水道）」
- 8 議 事

| | |
|----|--|
| 司会 | <p>本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、第 6 6 回鎌ヶ谷市都市計画審議会を開催いたします。なお、会議録を作成する都合上、当審議会での会話は、録音いたしますことをあらかじめ、ご了承ください。</p> <p style="padding-left: 2em;">開催にあたりまして、都市建設部長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 部長 | <p>本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市都市計画審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、市政に多大なるご協力をいただき、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日諮問させていただきます審議案件は 2 件でございます。</p> <p>第 1 号議案は「鎌ヶ谷都市計画下水道の変更について」。そして、第 2 号議案は「鎌ヶ谷都市計画下水道の決定について」でございます。</p> <p>内容につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ご審議の前に、少々お時間をいただきまして、鎌ヶ谷市のまちづくりの近況について簡単でございますが、4 点ほどお話させていただければと思います。</p> <p>まず 1 点目は、新京成線連続立体交差事業でございます。</p> <p>この新京成線連続立体交差事業は、平成 1 4 年に事業認可を取得いたしまして、令和元年に上下線の高架化が完了し、現在は側道、高架橋の横の道路、それから交差道路、そして公園の整備を進めておりますが、これらの事業におきましては、令和 6 年度末の完成を予定しているところでございます。</p> <p>2 点目は、新鎌ヶ谷地区と北初富地区を結ぶ東京 1 0 号線延伸新線跡地でございま</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>司会</p> | <p>す。新京成線の高架橋、その南側になります。そちらにつきましては、歩行者だけではなくて、自転車の通行も可能な自転車歩行者専用道路ということで、延長581メートル、幅員につきましては歩道と自転車道がそれぞれ3.5メートルの合計7メートルで整備するため、今年度工事を完成して、来年度早々の供用開始を目指して進めているところでございます。</p> <p>また、この自転車歩行者専用道路の南側、道路の沿道になりますが、鎌ヶ谷総合病院の西側付近から北初富駅方面ですが、公園、緑地、広場の整備をあわせもつ街区公園を、来年度に工事を実施し、再来年の令和8年度の供用開始を目指しているところでございます。</p> <p>そして3点目でございますが、新鎌ヶ谷駅の南側に隣接いたします東京10号線延伸新線の跡地では、千葉県が所有する面積約7,000平方メートルの土地を、令和5年6月に京成電鉄など共同事業体が取得いたしました。商業棟とマンションを建設するため、商業棟につきましては、地上6階建て、地下1階建てということで、そこには物販店や飲食店、そして事務所など計40フロアと、住宅棟につきましては、地上15階建てで、190戸が計画されておりまして、令和8年度の開業を目指して現在工事が進められているところでございます。</p> <p>これらが完成いたしますと、駅南側の交通広場へのアクセスが可能となります。</p> <p>その結果、駅周辺のにぎわいの創出、駅周辺の回遊性、そして流入人口の増加など、駅周辺の活性化が期待されるところでございます。</p> <p>最後に4点目でございますが、新鎌ヶ谷駅南側の駅前広場にある交番の北側、それからイオン北側の三角地と、これらは千葉県が所有する土地で、約2,500平方メートルとなります。新鎌ヶ谷駅周辺地区を広域交流拠点と位置付けている鎌ヶ谷市といたしましては、非常に重要な土地であることから、市では、駅前にふさわしいにぎわいのある土地活用を図るため、今年度、これら県の土地を市で取得することを目指して進めているところでございます。</p> <p>以上となりますが、本日の会議におきましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、審議に入る前に、委員の皆様並びに執行部をご紹介します。初めに、都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定されております「市議会議員」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>山中 優宏 委員 伊福 幸一 委員 矢崎 悟 委員 葛山 繁隆 委員 勝又 勝 委員</p> <p>次に同条同項第2号に規定されております「学識経験を有する者」の委員の方々を紹</p> |
|-----------|---|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>介いたします。</p> <p>元東京成徳大学教授、現在は旅行作家の 秋山 秀一 委員</p> <p>次に、都市計画関係のコンサルタント会社を経営されております 海口 晴彦 委員</p> <p>次に、鎌ヶ谷市商工会副会長の 坂本 康政 委員</p> <p>次に、鎌ヶ谷市農業委員会会長の 時田 将 委員</p> <p>次に、千葉工業大学デザイン科学科准教授の 大嶋 辰夫 委員</p> <p>次に、新たに都市計画審議会委員にご就任いただきました 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部の 山中 嘉峰 委員</p> <p>続きまして、同条同項第3号に規定されております「関係行政機関若しくは千葉県の職員又は住民を代表する者」の委員の方々を紹介させていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長 菅野 勝利 委員</p> <p>なお、鎌ヶ谷警察署長の 掛谷 尚史 委員</p> <p>千葉県東葛飾土木事務所所長の 西山 昌克 委員におかれましては、本日、所用により欠席の旨のご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、鎌ヶ谷市の執行部の紹介をさせていただきます。</p> <p>都市建設部長の葛山でございます。</p> <p>都市建設部次長の横山でございます。</p> <p>下水道課長の浦塚でございます。</p> <p>下水道課主幹の亀山でございます。</p> <p>都市計画課長の長谷川でございます。</p> <p>最後に本日司会を務めさせていただきますわたくし、都市建設部参事の崎田と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは次第の3番、会長及び副会長の選出に入ります。</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>現在、当審議会の会長及び副会長が、委嘱換えのため空席となっております。</p> <p>従いまして、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第6条の規定により、学識経験を有する者につき委嘱された委員の中から、委員の選挙により会長及び副会長を選出していただきと存じます。</p> |
|-----|---|

| | |
|--------------|---|
| | <p>新しく会長及び副会長が選出されるまでの間、都市建設部長に臨時議長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 事務局 | <p>ご異議がございませんので、臨時議長は部長をお願いすることに決しました。部長は、臨時議長席への移動をお願いいたします。</p> |
| 臨時議長 (部長) | <p>ご指名でございますので、会長及び副会長の選出にあたり、臨時議長を務めさせていただきます。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり会長及び副会長の選出につきまして、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第6条の規定により、学識経験を有する者の中から選出をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、会長または、副会長に立候補される方はいらっしゃいませんか。あるいは、どなたかご推薦をお願いいたします。</p> |
| 大嶋委員 | <p>これまでの当審議会では、秋山委員が会長を務めていらっしゃいましたので、引き続き、会長については秋山委員でいかがでしょうか。また、副会長については、ご職業柄、都市計画の分野に精通されている海口委員が適任と考えますが、いかがでしょうか。</p> |
| 臨時議長 (部長) | <p>大嶋委員より、会長は秋山委員、副会長は海口委員ではいかがか、との発言がありましたが、両委員をお願いするというところでよろしいでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 臨時議長 (部長) | <p>それでは、皆様のご了解が得られましたので、会長は秋山委員、副会長は海口委員をお願いする事といたします。皆様のご協力に感謝いたします。</p> |
| 司会 | <p>ありがとうございました。それでは、席の移動などがございますので、しばらくお待ちください。</p> <p>それでは、会長よろしくをお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>この度、皆様方のご推薦によりまして会長の大役をおおせつかることになりました。今後の当審議会の運営に関しましては、各委員のご協力を賜り、円滑な運営に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>会に先立って一言だけですね、先ほど部長の方からありましたが新鎌ヶ谷とかあの辺の空き地はどうなっているのか気になる委員の方も多かったと思います。数年後の映像がはっきりと見えてきました。一つ一つできることを進めていくのが大事だと思います。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>それと、私はエッセイストクラブの審査員もやっております、よく新橋から有楽町まで歩くのですが、ガード下がものすごく綺麗になっております。また、副会長になった海口委員ですが、東武鉄道が隅田公園の指定管理をすると話題になりましたが、その大本となった計画策定等を中心となってやったのが海口委員なのです。そういったまちづくりについて、鎌ヶ谷市でも良い方向に向かっていると思います。皆さんの協力をいただきながら運営を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 司会 | <p>続きまして副会長よろしく願いいたします。</p> |
| 副会長 | <p>皆様方のご推薦によりまして副会長の大役をおおせつかることになりました海口でございます。今後の審議会の運営に関しましては、会長を補佐させていただいて円滑な運営に努めて参りたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 司会 | <p>それでは、鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、秋山会長よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>令和6年度の審議会ということでございます。本日は円滑な議事となるように努めてまいりますので各委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの出席委員は、14名中12名であります。鎌ヶ谷市都市計画審議会条例第7条第2項に定める過半数の定足数に達しておりますので、第66回鎌ヶ谷市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>本日、傍聴される方はいらっしゃいますか。</p> |
| 事務局 | <p>本日の審議会について、傍聴を希望されている方が1名お見えになっております。</p> |
| 会長 | <p>本日、審議会の傍聴希望者がいらっしゃいますので、その取扱についておはかりします。</p> <p>まず、今回の審議会の開催に際し、本日の審議会について傍聴を希望する方、1名がお見えになっているとのことですが、本日の審議会内容の中に鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているか確認いたします。また、傍聴者への配布資料について、事務局はどのようにお考えですか。</p> |
| 事務局 | <p>今回の審議会に諮問します第1号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の変更について（鎌ヶ谷市第3号公共下水道）」及び第2号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の決定について（鎌ヶ谷市第4号公共下水道）」でございますが、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報に該当する事項は、含まれておりません。</p> <p>しかし、本日の配布資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきたいと考えております。</p> |

| | |
|-----|---|
| 会長 | <p>ただいま事務局より鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は含まれていないとのことでございます。</p> <p>また、傍聴者への配布資料については、会議終了時に回収するということですね。では、お諮りいたします。傍聴希望者1名について、傍聴を認めることとし、また配布資料については、会議終了時に回収することとしてよろしいでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 会長 | <p>ご異議がありませんので、傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了時に回収することとします。</p> <p>では、傍聴される方が席に着くまでの間、しばらくお待ちください。</p> <p>(傍聴者着席)</p> |
| 会長 | <p>傍聴される方に申し上げます。審議会を円滑に運営するために、係の者から渡された遵守事項を守るようお願いいたします。</p> <p>また、本日の配布資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきますので予めご了承ください。</p> |
| 会長 | <p>次に、議事録署名委員の選任について、お諮りいたします。当審議会の議事録につきまして、審議会終了後、事務局にて作成することになりますが、議事録の署名委員につきましては、坂本委員と山中嘉峰委員にお願いをいたしたいと存じますがいかがでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 会長 | <p>ご異議がございませんので、会議録署名委員を坂本委員、山中嘉峰委員にお願いすることといたします。</p> <p>今回、市長より諮問された案件は2件でございます。第1号議案「鎌ケ谷都市計画下水道の変更について（鎌ケ谷市第3号公共下水道）」及び第2号議案「鎌ケ谷都市計画下水道の決定について（鎌ケ谷市第4号公共下水道）」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>本日議案を説明いたします、下水道課の加藤と申します。</p> <p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、配付資料のご確認をお願いします。</p> <p>第66回鎌ケ谷市都市計画審議会次第、第1号議案についての資料、第2号議案についての資料、A4カラー印刷の資料の4点となります。</p> |

カラー印刷の資料につきましては、事前にお渡ししたのから変更がございますので、今回お配りした資料でご説明いたします。

第1号議案と第2号議案は表裏一体の内容となりますので、まとめてご説明いたします。

それでは、第1号議案「鎌ケ谷都市計画下水道の変更について（鎌ケ谷市第3号公共下水道）」及び第2号議案「鎌ケ谷都市計画下水道の決定について（鎌ケ谷市第4号公共下水道）」の説明をいたします。

説明は前面のスクリーンにスライドを映して行いますが、A4カラー印刷の資料がスライドを印刷したのになっておりますので、必要に応じてあわせてご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、第3号公共下水道江戸川左岸処理区の一部区域を第4号公共下水道高瀬処理区に変更するものでございます。

それではまず、鎌ケ谷市の下水道計画の概要からご説明いたします。

本市の公共下水道につきましては、すべて汚水と雨水を別々に処理する分流式を採用しております。今回の変更は、汚水についての計画変更になりますので、汚水計画について説明いたします。

本市では公共下水道の長期的な整備計画である全体計画を、市域東部の印旛処理区、市域の中央から北部の手賀沼処理区、市域南部の江戸川左岸処理区について定めております。

計画区域の合計面積は、都市計画区域2,111ヘクタールの約82パーセントとなる1,732ヘクタールとなっております。そのうち、現在都市計画を決定している区域は、印旛処理区が217ヘクタール、手賀沼処理区が559ヘクタール、江戸川左岸処理区が319ヘクタールとなっております。

次に、本市公共下水道の現在の整備状況についてご説明いたします。

黒塗りの区域が下水道の整備された区域でございます。令和5年度末の整備率につきましては、印旛処理区が事業認可区域217ヘクタールのうち約96パーセント、手賀沼処理区が事業認可区域559ヘクタールのうち約84パーセント、江戸川左岸処理区が事業認可区域45ヘクタールのうち約51パーセントとなっております。

市域全域としましては、事業認可区域821ヘクタールのうち約85パーセントとなる701ヘクタールの整備が完了しております。

なお、人口に対する下水道普及率は、令和5年度末で約72.3パーセントとなり、現在は手賀沼処理区と江戸川左岸処理区の整備を進めているところです。

続きまして、今回ご審議していただく都市計画変更の概要をご説明いたします。

左の図をご覧ください。変更する区域は江戸川左岸処理区に位置する南鎌ケ谷4丁目の一部の区域です。

右側の拡大図をご覧ください。赤枠の区域は、昭和59年に鎌ケ谷市と船橋市に跨る一団地の認定を受け建設された団地でございます。

現在は汚水を1か所に集め、集中浄化槽で処理しております。

この団地の下水道の計画については、緑色の鎌ケ谷市域は江戸川左岸処理区で、事業

認可区域外のため整備時期は未定となっております。青色の船橋市域は船橋市公共下水道の高瀬処理区で、令和5年度に整備が完了しました。

今回の変更は、それぞれの地域の汚水処理を一体的に行うため、都市計画を変更し、船橋市公共下水道に接続するものでございます。

左側の写真、赤枠の区域が計画変更の対象となる団地でございます。矢印の箇所から見た現地の状況が右側の写真となります。黄色い線で示した行政境が団地内を横切っておりますので、団地内で青色の船橋市域と緑色の鎌ヶ谷市域に分かれています。

左側写真の下側、赤色で示したものが団地内の汚水を処理している集中浄化槽であり、ピンク色の実線で示したものが船橋市により整備された公共下水道です。

今回の計画変更は団地の汚水を鎌ヶ谷市域分も含め、一体的に船橋市の公共下水道に接続するものです。

続きまして、お配りした議案資料について説明させていただきます。

こちらは都市計画の変更または決定のための図書でございます。スクリーンに重要な箇所を移して説明いたします。

まず第1号議案について説明いたします。

資料の3ページ、鎌ヶ谷都市計画下水道変更概要書に概要がまとまっておりますので、こちらに沿って説明いたします。

1番、変更の趣旨につきましては、先ほどの説明のとおり、団地のある江戸川左岸処理区の一部を高瀬処理区に変更するものでございます。

次に2番、鎌ヶ谷市公共下水道概要でございますが、下から3行目4行目の面積について変更しており、下水道全体計画面積を現計画の495ヘクタールから、対象箇所1.3ヘクタールを減じた493.7ヘクタールとしております。

都市計画決定面積についても同じく現計画319ヘクタールから1.3ヘクタールを減じた317.7ヘクタールとなっております。

次に、資料5ページの鎌ヶ谷市第3号公共下水道新旧対照図（汚水）について説明いたします。

地図右下の黄色に着色した箇所が江戸川左岸処理区から削除する区域でございます。

資料6ページ、鎌ヶ谷市第3号公共下水道新旧対照図（雨水）につきましては、計画の変更がないため、変更箇所の記載はございません。

続きまして、第2号議案について説明いたします。

第1号議案と同様に資料の3ページ、鎌ヶ谷都市計画下水道決定概要書に沿って説明いたします。

1番、決定の趣旨につきましては、第3号公共下水道と同様、江戸川左岸処理区から高瀬処理区に変更するものでございます。

2番、鎌ヶ谷市公共下水道概要でございますが、今回、新たに第4号公共下水道として高瀬処理区を決定するもので、下水道全体計画面積及び都市計画決定面積は1.3ヘクタールとしております。

次に資料5ページ、鎌ヶ谷市第4号公共下水道新旧対照図（汚水）について説明いた

| | |
|------|--|
| | <p>します。</p> <p>地図右下の赤色着色部が決定箇所となっております。</p> <p>最後に、今後の予定についてご説明いたします。</p> <p>都市計画の変更や決定についての所定の手続きを画面に映しておりますので、こちらに沿って説明いたします。</p> <p>今回の都市計画の変更・決定は、千葉県や船橋市の計画に関係するため、協議を進めておりました。その協議を経て、本年3月27日、都市計画の案をまとめております。</p> <p>都市計画の案作成後は、意見聴取のための縦覧等を実施し、本日、都市計画審議会により、ご審議をお願いしているところでございます。</p> <p>都市計画の変更及び決定の案をご承認いただけましたら、7月中に千葉県知事との協議を行い、8月末に都市計画決定の変更及び決定の告示を予定しております。</p> <p>また、その後、下水道法の事業計画及び都市計画法の事業認可を取得し、公共下水道へ接続することとなります。</p> <p>簡単ではございますが、以上をもちまして、議案の概要についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>それではただいまの説明に対してご質問、ご意見のある方は挙手願います。</p> <p>はい、葛山委員</p> |
| 葛山委員 | <p>今回、当該団地のみを都市計画変更するとのことですが、この周辺地域を一体的に計画変更しない理由についてお伺いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>船橋市との協議では、計画区域外からの流入による終末処理場への影響や、船橋市の下水道整備計画への影響を最小限とするため、地域を跨ぐ一団の団地のみを変更することとしました。</p> |
| 葛山委員 | <p>では当該団地周辺の下水道計画はどのように考えておりますか。</p> |
| 事務局 | <p>周辺地域の下水道計画は、江戸川左岸処理区で整備してまいります。</p> <p>計画では、南鎌ヶ谷地区の汚水は、馬込沢十字路交差点付近の千葉県で整備した幹線となる流域下水道へ接続することとしており、現在、測量業務や事業計画の基礎資料となる管渠計画を行っております。</p> <p>今後は、事業計画区域の拡大に向け、千葉県との協議を進めて参ります。</p> |
| 会長 | <p>はい、矢崎委員</p> |
| 矢崎委員 | <p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>私からも3点ほどご質問させていただきたいと思います。</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>当該団地と言われる部分ですね、その地域に私も、また葛山委員も自宅がありますので、鎌ヶ谷市と船橋市にこの当該団地が跨っているところは認識しております。</p> <p>その上で、当初では、行政区域ごとに下水道整備を行うということになっていましたけれども、改めて、この計画を変更して船橋の公共下水道へ接続するに至ったその経緯についてお聞かせいただければと思います。</p> <p>当該団地は、船橋市及び鎌ヶ谷市に跨って建っており、現在団地の汚水は集中浄化槽により、市域の区別なく一体的に処理しておりますが、この度、船橋市の公共下水道が本市より先行して整備されたことに伴い、団地の管理組合から公共下水道の一体的な接続要望をいただきました。</p> <p>そのため、関係機関である千葉県や船橋市と協議を重ね、令和6年3月に協議が整ったことから、当該団地の鎌ヶ谷市域分を船橋市の公共下水道に接続するための手続きを開始したところです。</p> |
| 矢崎委員 | <p>一体的に整備していくというところで、合理性は私も感じております。</p> <p>その意味で、船橋市の下水道に接続するという事なので、その費用負担というところは、現在どのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>新たに計画決定する高瀬処理区は、船橋市が処理場や下水道管などの施設を整備しています。現在、船橋市と協議を行っているところですが、今回の計画変更により、施設の一部を本市で使用するため、施設の建設費や汚水の処理費について、応分の負担が生じることとなります。なお、費用負担割合等については、現在協議中でございます。</p> |
| 矢崎委員 | <p>協議中ということでありました。葛山委員からもあったと思いますが、やはりこの当該団地は下水道が整備されますが、その周りは下水道がまだ未整備であるということで、やはりその地域の方々から早期の江戸川左岸流域の整備を求めるというご意見を多く聞きます。</p> <p>その上で、今年度、基本設計を実施しているという認識ですけれども、その江戸川左岸流域のですね、区域拡大の現状と今後についてご説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>令和5年度に発注した基本設計では、拡大する事業計画区域の排水ルートや下水道管の口径・勾配など、基礎資料の作成を実施しております。</p> <p>事業計画区域の拡大には、千葉県流域下水道の計画との整合を図る必要があるため、今後、千葉県との協議を進めながら、区域の範囲や事業期間などを検討して参ります。</p> |
| 会長 | はい、山中優宏委員 |
| 山中優宏委員 | 私からは2点ご質問させていただきます。 |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>この当該団地の船橋市側というのは、令和5年度に整備がもう終わっていると思いますが、鎌ヶ谷市部分に関しては整備時期が未定だったということで、今回、計画決定がなされて、鎌ヶ谷市第4号公共下水道となった場合、その整備時期と供用開始の予定はどのように考えているか、お伺いいたします。</p> <p>今回の下水道計画の変更後、年度内に事業認可が取得できるよう関係機関と協議を進めております。</p> <p>また、並行して、船橋市と下水道接続に向けた協議を実施しており、こうした手続きの後、団地内の排水設備工事を実施するため、令和7年度の上半期に使用できることを目標に考えております。また、供用開始につきましても同様と考えております。</p> |
| 山中優宏委員 | <p>ありがとうございます。あともう1点、長期的な視点になりますけれども、鎌ヶ谷市には汚水適正処理構想というものがあり、長期目標として令和31年度に処理人口普及率が98.2パーセントという目標を掲げていると思いますが、今回の都市計画の変更に伴ってそういった構想内容の変更等がありますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回の下水道計画の変更により船橋市で整備した施設を使用するため、建設費や維持管理費の一部について、船橋市への応分の負担が生じて参りますが、計画変更による長期目標への影響は少ないことから、現在の汚水適正処理構想の変更はございません。</p> |
| 会長 | <p>お住まいの方は当該団地がどういう状況かよくわかると思いますが、団地を作ったところの行政区分が違います。生活水準を考えた時に一番よい形を、そういう意味で、鎌ヶ谷市も県に協議しながらということで、周辺住民の方にもその辺りをご理解いただいて、よい方向を目指してほしいと思います。</p> <p>ほかにご質問ありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、それでは、第1号議案「鎌ヶ谷市都市計画下水道の変更について（鎌ヶ谷市第3号公共下水道）」及び第2号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の決定について（鎌ヶ谷市第4号公共下水道）」についてお諮りいたします。</p> <p>原案のとおり了承することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 会長 | <p>それでは、第1号議案「鎌ヶ谷市都市計画下水道の変更について（鎌ヶ谷市第3号公共下水道）」及び第2号議案「鎌ヶ谷都市計画下水道の決定について（鎌ヶ谷市第4号公共下水道）」については「ご異議なし」と認め、原案どおり了承することに決しました。</p> <p>以上で諮問されております付議案件の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、本日の結果につきまして、答申として市長へ報告することとなりますが、その文案については、会長である私にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |

| | |
|----|--|
| 全員 | 異議なし |
| 会長 | <p>ありがとうございます。ご異議がございませんので、答申案については、会長である私の方でとりまとめの上、市長に答申させていただくことといたします。</p> <p>本日は、皆様のご協力により、慎重なるご審議を賜りましたことを感謝いたします。司会にマイクをお返しいたします。</p> |
| 司会 | 以上で、本日の審議会は終了となります。ありがとうございました。 |

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和6年7月19日

氏名 坂本 康政

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和6年7月19日

氏名 山中 嘉峰